

北海道告示第10456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年3月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称  
余市町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
余市都市計画下水道事業 余市公共下水道
- (3) 事業施行期間  
昭和55年11月21日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更無し
  - イ 使用の部分  
変更無し
  
- 2 (1) 施行者の名称  
厚真町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
苫小牧圏都市計画下水道事業 厚真公共下水道
- (3) 事業施行期間  
平成6年11月15日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更無し
  - イ 使用の部分  
変更無し
  
- 3 (1) 施行者の名称  
洞爺湖町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
虻田都市計画下水道事業 洞爺湖公共下水道
- (3) 事業施行期間  
昭和36年8月31日から令和9年3月31日まで

- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更無し
  - イ 使用の部分  
変更無し
  
- 4 (1) 施行者の名称  
安平町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
苫小牧圏都市計画下水道事業 安平公共下水道
- (3) 事業施行期間  
平成6年12月9日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更無し
  - イ 使用の部分  
平成6年北海道告示第1843号、平成9年北海道告示第773号、平成11年北海道告示第1620号、平成12年北海道告示第1293号、平成12年北海道告示第1443号、平成18年北海道告示第10891号、平成19年北海道告示第10807号、平成20年北海道告示第10517号、平成23年北海道告示第10584号及び平成29年北海道告示第10289号の事業地のうち勇払郡安平町早来北町、遠浅地内において事業地を変更する。
  
- 5 (1) 施行者の名称  
むかわ町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
鶴川都市計画下水道事業 鶴川公共下水道
- (3) 事業施行期間  
平成4年11月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更無し
  - イ 使用の部分  
変更無し
  
- 6 (1) 施行者の名称  
美瑛町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称  
美瑛都市計画下水道事業 美瑛公共下水道
- (3) 事業施行期間  
昭和51年11月12日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業地
  - ア 収用の部分  
変更無し

イ 使用の部分

昭和51年北海道告示第3722号、昭和57年北海道告示第1293号、昭和62年北海道告示第569号、平成4年北海道告示第1608号、平成8年北海道告示第1220号、平成16年北海道告示第10083号、平成22年北海道告示第10646号、平成24年北海道告示第10241号、平成25年北海道告示第10938号及び平成29年北海道告示第10288号の事業地のうち上川郡美瑛町錦町及び字美瑛原野地内において事業地を変更する。